



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

878	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	1
879	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
880	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	3
881	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	4
882	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	4
883	農用地利用配分計画の認可	( " ).....	4
884	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	5
885	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	5
886	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
887	〃	( " ).....	6
888	〃	( " ).....	6
889	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
890	道路の供用開始	( " ).....	7
891	道路の区域変更	( " ).....	7
892	道路の供用開始	( " ).....	7
893	道路の区域変更	( " ).....	7
894	道路の供用開始	( " ).....	8
895	道路の区域変更	( " ).....	8
896	道路の供用開始	( " ).....	9
897	道路の区域変更	( " ).....	9
898	道路の供用開始	( " ).....	9
899	〃	( " ).....	10

### ○ 公告

	和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者の募集	(森林整備課).....	10
	根来山げんきの森における指定管理者の募集	( " ).....	13
	加太みなとまちにおける指定管理者の募集	(港湾空港課).....	15
	和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者の募集	(教育委員会).....	18

### ○ 正誤

	平成27年7月14日付け和歌山県報第2675号和歌山県告示第832号中	.....	21
--	-------------------------------------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第878号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関す

る事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18  
氏名又は名称 社会福祉法人桃の木会  
理事長 吉井清純
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月1758番地の18  
名称 障害福祉サービス事業マルワック
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
平成27年7月31日から同年8月21日まで
- (2) 場所  
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第67号 洗浄施設 (MOX-100)	1	100 kg/日	平成 27.8.25	8:00- 17:00	通常	7.5	8-9	180	120	80	15	8	30
					最大	10	9-10	200	150	80	20	10	50

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	設置年月 日又は使 用開始予 定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	
洗濯 廃水 処理 装置	鉄筋 コン クリ ート 製	W13.0 × L9.0 × H6.65	400	接触 曝気 方式	平成 18.8	通常	処理 前	259	8-9	180	120	80	15	8	30	3,000 以下
							処理 後	259	7-8	40	40	40	3	2	20	3,000 以下
						最大	処理 前	364	8-10	200	150	80	20	10	50	3,000 以下
							処理 後	364	5.8- 8.6	50	50	50	6	4	30	3,000 以下

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
排水口No. 1	通常	271.5	5.8- 8.6	41	41	41	3	2	19	3,000以下
	最大	381	5.8- 8.6	51	51	51	6	4	30	3,000以下

## 和歌山県告示第879号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年9月15日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成27年7月15日

## 2 名称

特定非営利活動法人和歌山IT教育機構

## 3 代表者の氏名

釜中甫干

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3353番地の9 和歌山県立情報交流センター内

## 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対してコンピュータソフトウェア技術者を育成するための事業を行い、和歌山県内のコンピュータ関連社会の発展とそれを活用した地域経済の発展に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第880号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年7月21日指定した。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話BUNKAタブー 8月号	05375-08	コアマガジン
雑誌	金のEX SPECIAL 2015夏真っ盛り号	68514-76	大洋図書
月刊誌	黄金のGT 8月号	12175-08	マックス
月刊誌	裏モノJAPAN 8月号	01805-08	鉄人社
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.88	02092-8	ぶんか社
雑誌	黄金のGTお宝SPLASH	68262-76	マックス
コミック	恋愛天国パラダイス 8月号	09675-8	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 8月号	19625-08	宙出版

コミック	ayaアヤ 8月号	18815-08	宙出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 8月号	18355-08	リブレ出版
コミック	drapドラ 8月号	16695-08	コアマガジン
月刊誌	ファイナルボックス 8月号	17843-8	マイウエイ出版
月刊誌	CIRCUS MAX 8月号	04099-08	KKベストセラーズ
月刊誌	エキサイティングマックス! 8月号	02091-8	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第881号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第748号	魚かす粉末	魚粕粉末	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当なし	山本茂夫 有田郡有田川町小川566番地	平成33.9.10

和歌山県告示第882号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年7月17日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年8月13日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第25号	有田郡広川町広字上河原92-1外3筆

和歌山県告示第883号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年7月21日に認可した。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番

平成27年度第18号-1	日高郡由良町門前字山崎坪543外3筆
平成27年度第18号-2	日高郡由良町里字田中690-1
平成27年度第18号-3	日高郡由良町里字五明725外3筆
平成27年度第19号-1	海南市下津町大窪字平松140外7筆
平成27年度第19号-2	海南市下津町大窪字平松153-5外2筆
平成27年度第19号-3	海南市下津町大窪字尾ノ上886外2筆
平成27年度第19号-4	海南市下津町大窪字儀曾736-1外1筆
平成27年度第19号-5	海南市下津町大窪字仲田309-1外2筆
平成27年度第19号-6	海南市下津町大窪字仲田307-1
平成27年度第20号	日高郡日高川町三百瀬字古田532外1筆
平成27年度第21号-1	日高郡印南町島田字瀬畑3266-43
平成27年度第21号-2	日高郡印南町島田字畑毛田635
平成27年度第22号	御坊市湯川町財部字寺之後389-1外2筆
平成27年度第23号	西牟婁郡上富田町岩田字大坊1825-1外1筆

## 和歌山県告示第884号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
金屋町森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 岡野收	代表理事組合長 庄田拓裕	平成 27.7.13

## 和歌山県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字土生字比丘尼谷459の5から459の9まで、459の31、459の32
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から

公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 道路台帳平面図データ作成
- 2 作業期間 平成27年7月21日から平成28年3月18日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町全域

**和歌山県告示第887号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきすさみ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 数値地形図作成（地図情報レベル2,500）  
数値地形図作成（地図情報レベル5,000）
- 2 作業期間 平成27年7月7日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡すさみ町沿岸部

**和歌山県告示第888号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 空中写真測量（固定資産）
- 2 作業期間 平成27年7月14日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

**和歌山県告示第889号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市神前字貝原627番1地先から同市和田字天場1229番3地先まで	旧	29.50 ） 43.75	186.36	
和歌山市神前字貝原627番1地先から同市和田字天場1226番5地先まで	新	29.50 ） 40.17	186.36	

## 和歌山県告示第890号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市神前字馬乗免583番1地先から同市和田字静火537番3地先まで

供用開始の期日 平成27年7月31日

## 和歌山県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字上ノ佐1202番1地先から同市和田字天場1229番3地先まで	旧	7.60 } 7.76	112.40	
同上	新	10.83 } 12.07	112.40	

## 和歌山県告示第892号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市和田字上ノ佐1202番1地先から同市和田字天場1229番3地先まで

供用開始の期日 平成27年7月31日

## 和歌山県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上鞆渕那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市赤沼田字宮ノ原351番8地先から同市赤沼田字中出209番1地先まで	旧	8.07 } 27.62	90.00	
同上	新	8.07 } 53.90	90.00	

#### 和歌山県告示第894号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上鞆渕那賀線

供用開始の区間 紀の川市赤沼田字宮ノ原351番8地先から同市赤沼田字中出209番1地先まで

供用開始の期日 平成27年7月31日

#### 和歌山県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字下ノ上2153番2地先から同町大字山野字平2169番4地先まで	旧	3.98 } 24.39	173.85	
同上	新	8.70 } 30.22	173.85	



**和歌山県告示第896号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字下ノ上2153番2地先から同町大字山野字平2169番4地先まで

供用開始の期日 平成27年7月31日

**和歌山県告示第897号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字下田原字瀬詰340番1地先から同町大字下田原字東12番2地先まで	旧	3.00 } 41.40	804.85	
同上	旧	8.55 } 41.40	945.05	
同上	新	8.55 } 41.40	945.05	

**和歌山県告示第898号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字下田原字瀬詰340番1地先から同町大字下田原字東12番2地先まで

供用開始の期日 平成27年7月31日

### 和歌山県告示第899号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町大字江住字石行1185番97地先から同町大字江住字上ミ平見886番1地先まで

供用開始の期日 平成27年7月31日

## 公 告

### 公 告

県が設置する和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県植物公園緑花センター（以下「緑花センター」という。）
- (2) 所在地 岩出市東坂本672
- (3) 敷地面積 10.23ha
- (4) 施設規模 本館RC2階 562.23㎡（その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設）
- (5) 上記のほか、昭和の森（紀の川市地内、面積1.21ha）の管理を含む。

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 緑花センターの運営に関する業務
- (2) 緑花センターの維持管理に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

#### 3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に緑花センターを管理運営し、かつ和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第1条に規定する緑花センターの設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 県内に事務所又は活動の拠点を置く団体若しくは置くことを予定する団体であること。
- (3) 複数の団体による共同体（以下「コンソーシアム」という。）が申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

(5) 6 (2) に定める現地説明会(以下「現地説明会」という。)に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合、代表となる団体が現地説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請は、無効とする。

なお、構成員が次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても、無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (4) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
  - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (5) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。))をいう。)、従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるもの
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしているもの
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- (6) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (9) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの
- (10) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの
- (11) (9) 又は (10) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (12) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(13) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 施設の適切な維持管理について、県が要求する水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成27年7月31日（金）から同年8月21日（金）までの間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階

(2) 現地説明会

- ア 日時 平成27年8月24日（月）午前10時
- イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター研修室  
岩出市東坂本672
- ウ 内容 募集要項及び仕様書による説明  
緑花センターの施設説明

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
  - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
  - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
  - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
  - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
  - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 平成27年8月25日（火）から同年9月2日（水）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 回答日 平成27年9月10日（木）
- ウ 注意事項
  - (ア) 電話、来訪など口頭による質問は、受け付けない。
  - (イ) 質問に対する回答は、現地説明会に出席した全ての団体に対して行う。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 平成27年9月11日（金）から同月29日（火）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階  
担当 太田、中瀬古  
電話 073-441-2982（直通）

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する根来山げんきの森における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 根来山げんきの森
- (2) 所在地 岩出市根来地内
- (3) 敷地面積 194ha
- (4) 施設規模 荒天避難施設 木造平屋 97㎡（その他根来山げんきの森指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設）

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 根来山げんきの森の運営に関する業務
- (2) 根来山げんきの森の維持管理に関する業務
- (3) その他仕様書に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に根来山げんきの森を管理運営し、かつ根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第1条に規定する根来山げんきの森の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 県内に事務所又は活動の拠点を置く団体若しくは置くことを予定する団体であること。
- (3) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- (5) 6（2）に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合、代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請は、無効とする。

なお、構成員が次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても、無効とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (4) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、

次のいずれかに該当するものがあるもの

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(5) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(6) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(9) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの

(10) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの

(11) (9) 又は (10) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(12) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(13) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 施設の適切な維持管理について、県が要求する水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年7月31日（金）から同年8月21日（金）までの間の和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階

### (2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月24日（月）午後2時

イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター研修室

岩出市東坂本672

ウ 内容 募集要項及び仕様書による説明

根来山げんきの森の施設説明

## (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

## ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

## イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

## (4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年8月25日（火）から同年9月2日（水）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 平成27年9月10日（木）

## ウ 注意事項

(ア) 電話、来訪など口頭による質問は、受け付けない。

(イ) 質問に対する回答は、現地説明会に出席した全ての団体に対して行う。

## (5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月11日（金）から同月29日（火）までの間（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

## (6) 指定管理者としての指定

平成27年1月上旬

## 7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館3階

担当 太田、中瀬古

電話 073-441-2982

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する加太みなとまちにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年7月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 加太みなとまち

(2) 所在地 和歌山市加太地内及び地先

(3) 規模等 加太緑地 24,026㎡ 加太ビーチ 736㎡

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

- (3) その他加太みなとまち指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務
- 3 指定の予定期間  
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 申請資格  
申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。
- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県みなとまち条例（平成27年和歌山県条例第28号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。  
なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。
- 5 失格事項  
次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。  
なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。
- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
- ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの



- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- (7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの
- (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの
- (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成27年7月31日（金）から同年8月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成27年8月18日（火）午後1時30分から午後4時まで  
（予備日 平成27年8月19日（水）午後1時30分から午後4時まで）
- イ 場所 和歌山市役所加太支所会議室  
和歌山市加太2692
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
- （ア）配布期間 (1) アに同じ。
- （イ）配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- （ア）提出期間 (1) アに同じ。
- （イ）提出場所 (1) イに同じ。
- （ウ）提出方法 提出場所に持参すること。
- (4) 申請に係る質問等
- ア 質問受付期間 平成27年8月19日（水）から同月25日（火）までの間の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
- イ 回答期間 平成27年8月20日（木）から平成27年9月1日（火）まで

## ウ 注意事項

(ア) 質問がある場合は、「質問票(様式自由。ただし、A4版とする。)」を持参又はファクシミリで送付すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で回答する。

## (5) 申請受付期間等

ア 申請受付期間 平成27年9月2日(水)から同月16日(水)までの間の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

## イ 選定結果の通知及び公表

平成27年10月下旬予定

## (6) 指定管理者としての指定

平成28年1月中旬予定

## 7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

担当 岡本、西本

電話番号 073-441-3163(直通)

ファクシミリ番号 073-433-4839

## 公 告

県が設置する和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年7月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 名称 ア 和歌山県立体育館

イ 和歌山県立武道館

(2) 所在地 ア 和歌山市中之島2238

イ 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

## (3) 規模等

敷地面積 ア 11,072.96㎡

イ 938.86㎡

主な施設の延床面積 ア 本館 5,239.83㎡

補助館 495.00㎡

管理棟 107.00㎡

ウエイトリフティングトレーニング室 105.00㎡

イ 武道場 697.58㎡

管理棟 132.00㎡

休養室 48.29㎡

主な施設の構造 ア 本館 鉄筋コンクリート造地上2階建て(一部地下1階)

補助館 鉄骨造平家建て(一部2階)

管理棟 鉄筋コンクリート造平家建て

ウエイトリフティングトレーニング室 鉄骨造平家建て

イ 武道場 鉄筋コンクリート造平家建て

管理棟 コンクリートブロック造平家建て

休養室 ブロック造平家建て

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）第1条及び和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
  - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの

(11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの

(12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年7月31日（金）から同年8月13日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階

### (2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月18日（火）午後2時

イ 場所 和歌山県立体育館 大会議室  
和歌山市中之島2238

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年8月13日（木）から同月21日（金）までの間（ただし、休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 回答日 平成27年8月26日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年8月27日（木）から同年9月9日（水）までの間（ただし、休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

電話番号 073-441-3690

ファクシミリ番号 073-433-4408

正 誤

正 誤

平成27年7月14日付け和歌山県報第2675号和歌山県告示第832号中

ページ	誤	正
4	滝谷トンネル	滝頭トンネル